

【審議事項 2】

令和 7 年度

静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について

静 岡 県

令和7年度 静岡県土地利用基本計画図 変更位置図



静岡県土地利用基本計画の変更について（案）

静岡県土地利用基本計画（昭和50年4月策定）のうち、土地利用基本計画図の一部を次のとおり変更する。

（1）総括表

区 分	現 行 計 画 面 積		変 更 面 積			変 更 後 の 計 画 面 積	
			拡 大	縮 小	差 引		
	ha	%	ha	ha	ha	ha	%
都 市 地 域	378,304	48.6	4		4	378,308	48.6
農 業 地 域	447,929	57.6		47	△47	447,883	57.6
森 林 地 域	490,524	63.1	11	32	△21	490,503	63.1
自然公園地域	84,045	10.8				84,045	10.8
自然保全地域	6,405	0.8				6,405	0.8
五地域区分計	1,407,207	180.9	15	78	△63	1,407,144	180.9
白 地 地 域	8,769	1.1	13		13	8,782	1.1
県 土 面 積	777,701	100.0				777,701	100.0

（注1） 県土面積は、令和7年7月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

（注2） 五地域区分の面積は、土地利用基本計画図上で計測したものである。

(2) 変更地域一覧

整理 番号	変更地域名	関係市町	変更部分の面積 (ha)		変更を必要とする理由 (要 旨)
			拡 大	縮 小	
1	都市地域の拡大	静岡市	4.3	—	公有水面埋立てにより生じた土地であり、周辺の都市地域と一体的に工業の振興を図る必要があるため。
2	農業地域の縮小	御殿場市	—	5.2	産業系の開発行為が予定される区域であり、総合的な農業の振興を図る必要がないため。
3	農業地域の縮小	御殿場市	—	24.5	産業系の開発行為が予定される区域であり、総合的な農業の振興を図る必要がないため。
4	農業地域の縮小	藤枝市	—	6.5	産業系の開発行為が予定される区域であり、総合的な農業の振興を図る必要がないため。
5	農業地域の縮小	湖西市	—	4.9	産業系の開発行為が予定される区域であり、総合的な農業の振興を図る必要がないため。
6	農業地域の縮小	湖西市	—	5.4	産業系の開発行為が予定される区域であり、総合的な農業の振興を図る必要がないため。
7	森林地域の拡大	袋井市	10.5	—	現況が森林の箇所については、森林としての利用・保全を図る必要があるため。
8	森林地域の縮小	小山町	—	2.0	民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
9	森林地域の縮小	袋井市	—	2.4	民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。

10	森林地域の縮小	牧之原市	—	2.1	民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
11	森林地域の縮小	浜松市	—	16.6	市が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
12	森林地域の縮小	牧之原市	—	8.5	県が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
合計 (12 件)			14.8	78.1	

(2) 変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更する部分の重複面積(ha)			変更部分の		変更を必要とする理由(地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置(予定)	個別規制法の調整状況
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との重複 名称 面積	細区分の指定状況 名称 面積	白地地域の増減	地目状況 (ha) 地目 面積				
1	静岡市 都市地域	静岡市 清水区 興津本町・袖師町・日の出町	4.3						その他 4.3	公有水面埋立てにより生じた土地であり、周辺の都市地域と一体的に工業の振興を図っていく必要があるため。(港湾用地としての土地利用を図る。)	静岡都市計画区域区分の変更(令和8年8月予定)	県都市計画課及び中部地方整備局との下協議了 原案縦覧実施済み(令和7年10月) 県都市計画課との事前協議中(令和7年11月～) 中部地方整備局との事前協議予定(令和8年1月～)
2	御殿場市 農業地域	御殿場市 保土沢		5.2	都森 5.2 調整 民林 1.2			森林 1.2 水面 0.4 道路 0.1 その他 3.5	御殿場市小山町土地開発公社により工業団地が整備されたことから、総合的な農業の振興を図る必要があるため。(産業系の土地利用規制により、良好な市街地形成を図る。)	市街化区域編入(令和8年3月予定) 農業振興地域の変更(令和8年3月予定)	令和7年11月4日 中部地整:事前協議了 令和8年1月(予定) 中部地整:本協議 農地は含まれておらず、都市計画法第23条第1項の協議の対象ではないため、関東農政局との協議は不要。 都市計画決定と同時に、農用地調整課において農業振興地域を変更する予定(令和8年3月)。	
3	御殿場市 農業地域	御殿場市 板妻・神場		24.5	都森 24.5 調整 民林 1.4			森林 1.4 水面 1.9 道路 2.3 その他 18.9	御殿場市小山町土地開発公社により工業団地が整備されたことから、総合的な農業の振興を図る必要があるため。(産業系の土地利用規制により、良好な市街地形成を図る。)	市街化区域編入(令和8年3月予定) 農業振興地域の変更(令和8年3月予定)	令和7年11月4日 中部地整:事前協議了 令和8年1月(予定) 中部地整:本協議 農地は含まれておらず、都市計画法第23条第1項の協議の対象ではないため、関東農政局との協議は不要。 都市計画決定と同時に、農用地調整課において農業振興地域を変更する予定(令和8年3月)。	
4	藤枝市 農業地域	藤枝市 内谷		6.5	都 6.5 調整 農用 5.4			農地 5.4 水面 0.3 道路 0.7 その他 0.1	県企業局による計画的な市街地整備の見通しが明らかになったことから、総合的な農業の振興を図る必要があるため。(産業系の土地利用規制により、良好な市街地形成を図る。)	市街化区域編入(令和8年3月予定) 農業振興地域の変更(令和8年3月予定)	令和7年10月21日 関東農政局:事前調整了 令和7年11月4日 中部地整(農政局):事前協議了 令和8年1月(予定) 中部地整(農政局):本協議 農用地区域5.4haは令和7年度中に除外される予定。	
5	湖西市 農業地域	湖西市 大沢		4.9	都森 4.9 調整 民林 0.1 農用 2.3			農地 2.4 森林 0.2 水面 0.1 建物 0.1 道路 0.5 その他 1.6	湖西市土地開発公社による計画的な市街地整備の見通しが明らかになったことから、総合的な農業の振興を図る必要があるため。(産業系の土地利用規制により、良好な市街地形成を図る。)	市街化区域編入(令和8年3月予定) 農業振興地域の変更(令和8年3月予定)	令和7年10月21日 関東農政局:事前調整了 令和7年11月4日 中部地整(農政局):事前協議了 令和8年1月(予定) 中部地整(農政局):本協議 農用地区域2.3haは令和7年度中に除外される予定。	

6	湖西市 農業地域	湖西市 内山		5.4	都森	5.4	調整 民林	5.4 2.9		農地 森林	1.9 3.5	県企業局による計画的な市街地整備の見通しが明らかになったことから、総合的な農業の振興を図る必要がないため。(産業系の土地利用規制により、良好な市街地形成を図る。)	市街化区域編入 (令和8年3月予定) 農業振興地域の変更 (令和8年3月予定)	令和7年10月21日 関東農政局:事前調整了 令和7年11月4日 中部地整(農政局):事前協議了 令和8年1月(予定) 中部地整(農政局):本協議
7	袋井市 森林地域	袋井市 湊	10.5		都農	10.5	農用	8.0		森林	10.5	市が防風林として松林を形成し今後森林として維持管理していく意向があると確認できたため、地域森林計画対象森林への編入を行う方針とした。	森林法に基づく天竜地域 森林計画の変更 (令和8年4月施行予定)	(森林法:連絡調整) 林野庁と協議済
8	小山町 森林地域	小山町 須走		2.0	都	2.0	調整	2.0		建物	2.0	民間事業者(日本中央開発(株))が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用、保全を図る必要がないため。(レジャー施設の設置)	森林法に基づく富士地域 森林計画の変更 (令和8年4月施行予定)	(森林法:林地開発許可) 許可:令和2年5月13日 完了届受理:令和7年3月28日 林野庁と協議済
9	袋井市 森林地域	袋井市 岡崎		2.4	都農	2.4				建物	2.4	民間事業者(塚本建設(株))が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用、保全を図る必要がないため。(工場・事業場の設置)	森林法に基づく天竜地域 森林計画の変更 (令和8年4月施行予定)	(森林法:林地開発許可) 許可:令和3年6月16日 完了届受理:令和7年3月6日 林野庁と協議済
10	牧之原市 森林地域	牧之原市 静谷		2.1	農	2.1	農用	0.4		農地 その他	0.4 1.7	民間事業者((有)大石建材)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用、保全を図る必要がないため。(残土処分場の設置)	森林法に基づく静岡地域 森林計画の変更 (令和8年4月施行予定)	(森林法:林地開発許可) 許可:平成27年10月2日 完了届受理:令和7年3月13日 林野庁と協議済
11	浜松市 森林地域	浜松市 天竜区 青谷		16.6	公 農	1.7 1.7	公特	1.7	13.2	建物	16.6	浜松市が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用、保全を図る必要がないため。(工場・事業場の設置)	森林法に基づく天竜地域 森林計画の変更 (令和8年4月施行予定)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成31年4月16日 完了届受理:令和6年7月12日 林野庁と協議済
12	牧之原市 森林地域	牧之原市 東萩間		8.5	都農	8.5				道路	8.5	静岡県(道路企画課)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用、保全を図る必要がないため。(道路の新設・改築)	森林法に基づく静岡地域 森林計画の変更 (令和8年4月施行予定)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成9年7月9日 完了届受理:令和6年7月1日 林野庁と協議済
合 計			14.8	78.1										

**令和7年度
静岡県土地利用基本計画図の
一部変更(案)について**

静 岡 県

1 国土利用計画の体系

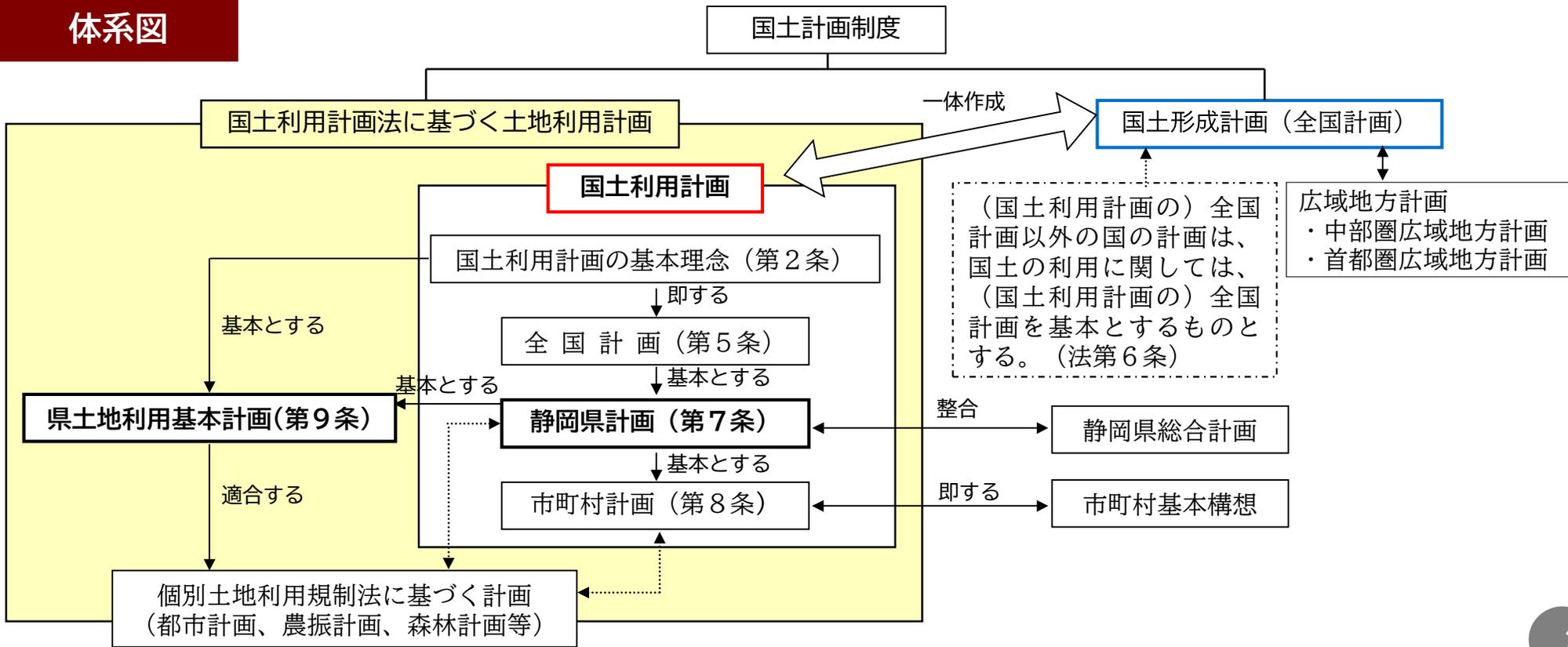
目的 (法第1条)

国土利用計画の策定に関し必要な事項を定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置、その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、**総合的かつ計画的な国土の利用**を図ることを目的とする。

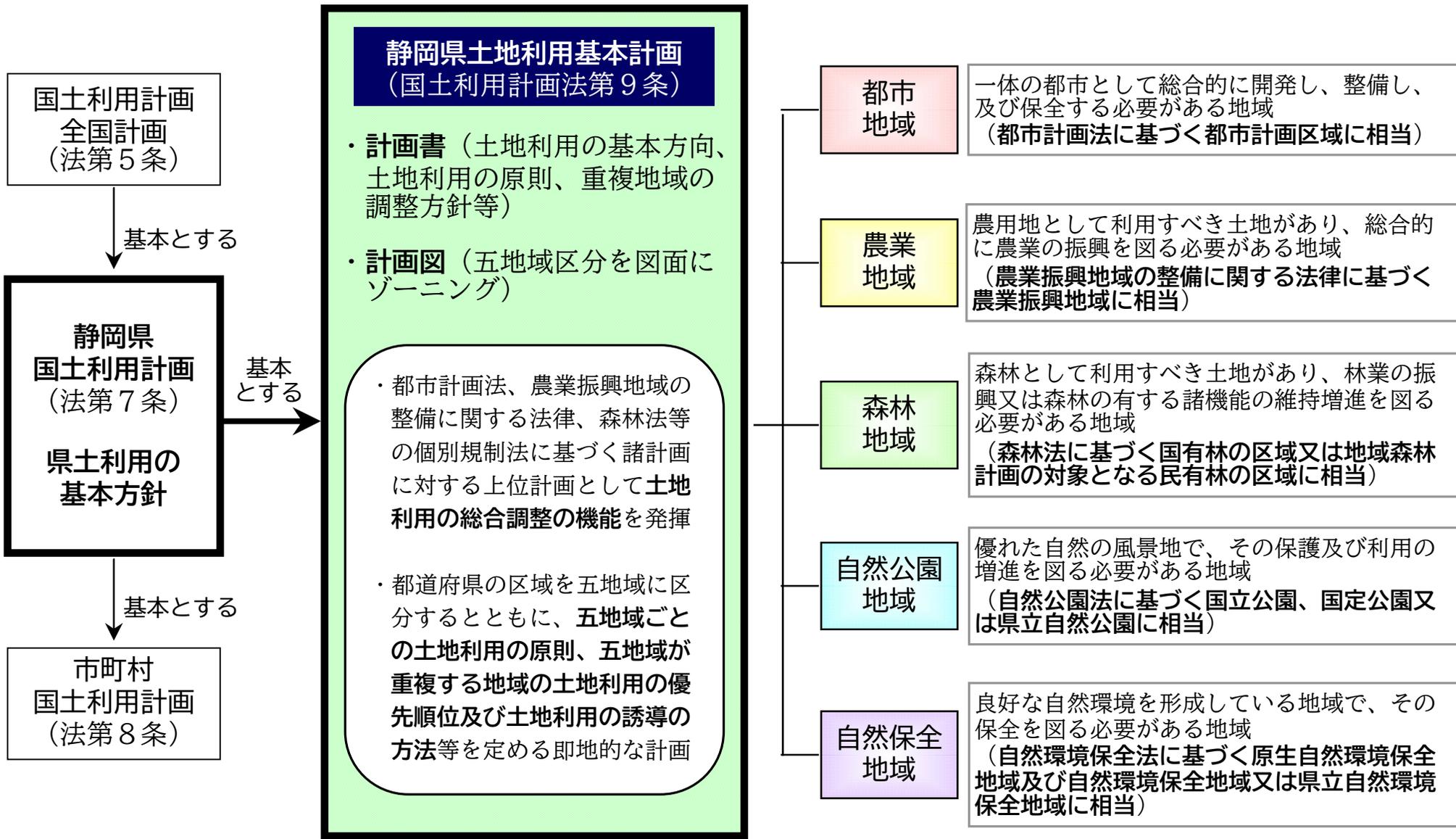
基本理念 (法第2条)

国土の利用は、国土が国民のための限られた資源であることに鑑み、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、**健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展**を図ることを基本理念として行うものとする。

体系図



2 土地利用基本計画の位置付け



3 土地利用基本計画の構成

土地利用の調整に関する事項等を記載した「計画書」と
都市地域、農業地域等の五地域の範囲を図面表示した「計画図」で構成

土地利用基本計画

計画書

- 土地利用の基本方向
- 五地域ごとの土地利用の原則
- 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
(土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方法等)

変更時期：国土利用計画改定毎
(概ね10年に1度)

計画図

- 都道府県の範囲を五地域に区分し、それを5万分の1の縮尺の地形図に表示
- 個別規制法の地域・区域の変更に先立ち変更

変更時期：随時
(通常年1回)

4 土地利用基本計画と個別規制法との関係

位置付け

土地利用基本計画
(国土利用計画法)

個別規制法に基づく諸計画

都市計画
(都市計画法)

農業振興地域整備計画
(農振法)

地域森林計画
(森林法)

公園計画
(自然公園法)

保全計画
(自然環境保全法)

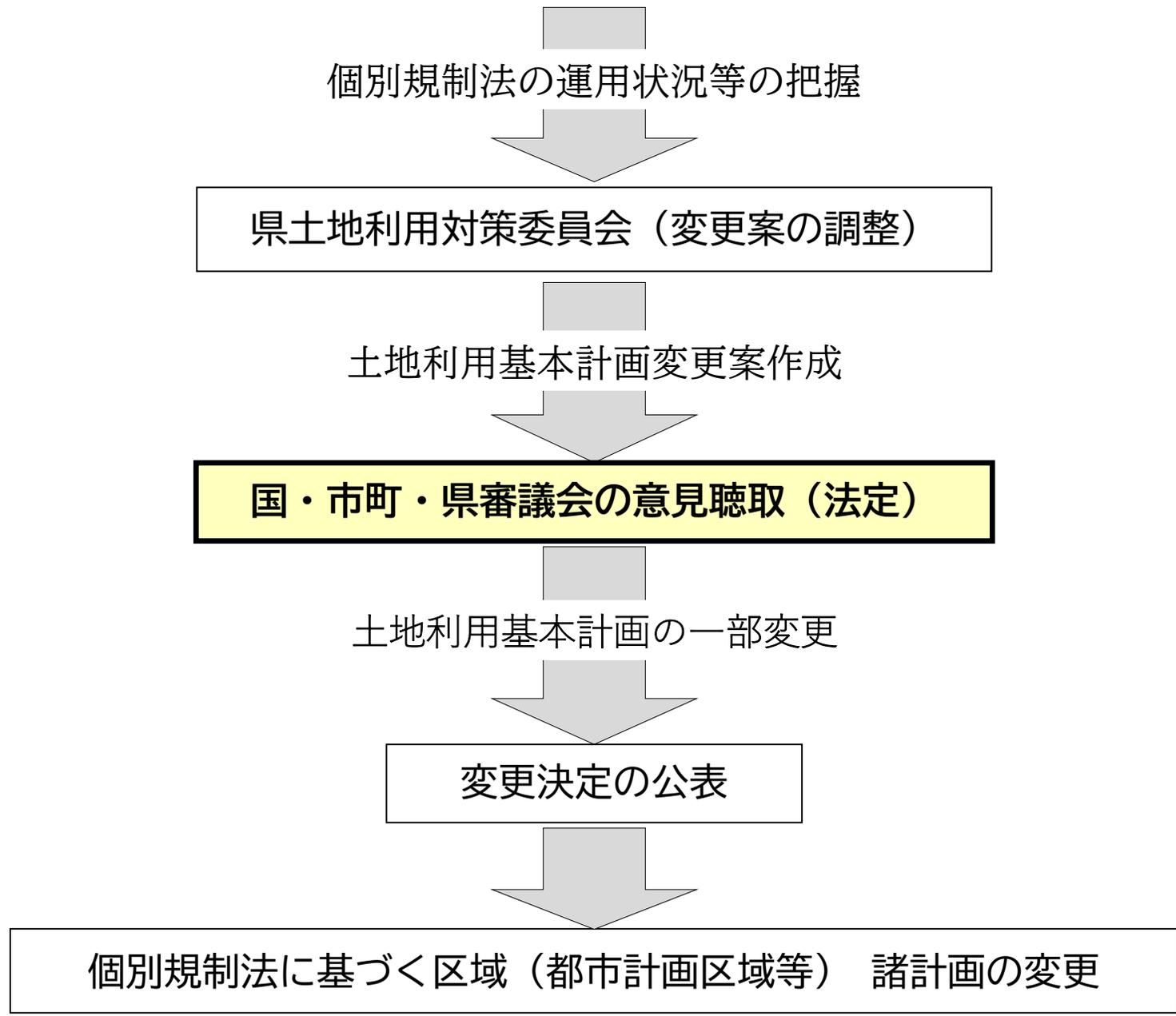
- ・ 個別規制法に対して総合的見地から土地利用の基本方向を示す
- ・ 土地利用に関する調整指導方針

土地利用基本計画の
基本方向に基づき運用

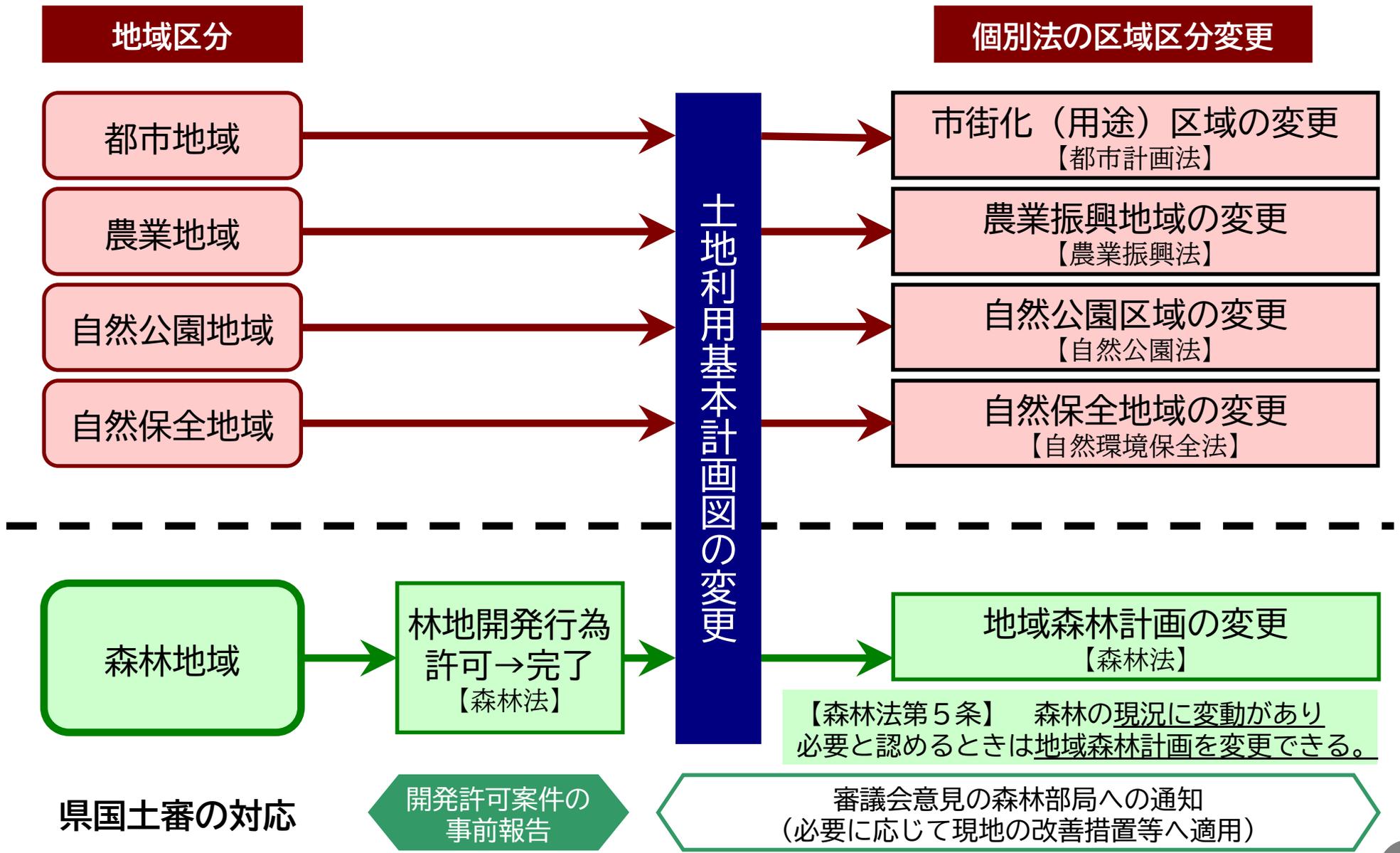
個別規制法を通じて
土地利用を誘導

- ・ 土地利用の是非を判断
- ・ 具体的な土地利用規制を規定
- ・ 計画に基づく施策を実施

5 土地利用基本計画の変更手続の流れ



6 地域区分別の土地利用基本計画図の変更手続の考え方



7 静岡県国土利用計画審議会の審議内容

審議事項

- (1) 県国土利用計画の策定及び変更
- (2) 県土地利用基本計画の策定及び変更**
- (3) 国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関する重要な事項

県土地利用基本計画の変更に係る主要な案件

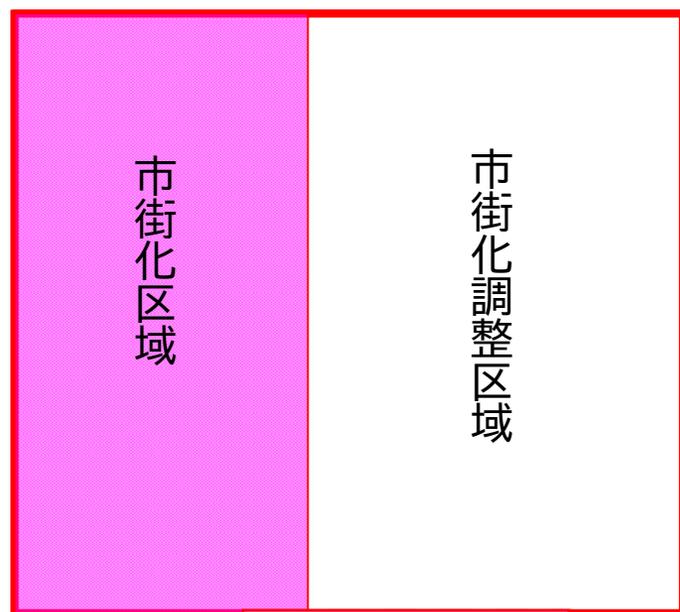
- 1ヘクタール以上の地域区分の変更（計画図の変更）を行う場合
- ① 市街化区域（又は用途地域）の拡大に伴う農業地域の縮小
 - ② 良好な自然環境の形成・保全等に伴う自然保全地域の拡大
 - ③ 林地開発等の完了に伴う森林地域の縮小
 - ④ 農用地開発等に伴う農業地域の拡大
 - ⑤ 都市計画区域の拡大、公有水面の埋立に伴う都市地域の拡大 等

公有水面の埋立に伴う 都市地域の拡大

(整理番号1)

公有水面の埋立に伴う都市地域の拡大の調整方針

都市地域の区分



公有水面埋立事業の実施
都市地域の拡大

手続き手順

①公有水面埋立事業の実施

今後、都市地域として用途を規制することが必要。

【国土利用計画審議会】 都市地域の拡大を「審議」

- <審議の視点>
- 区域変更の必要性
 - 区域変更に至る調整経緯の妥当性
 - 他の土地利用への影響

②土地利用基本計画図の変更

③都市計画法に基づく市街化区域の変更 (都市地域の拡大)

位置図

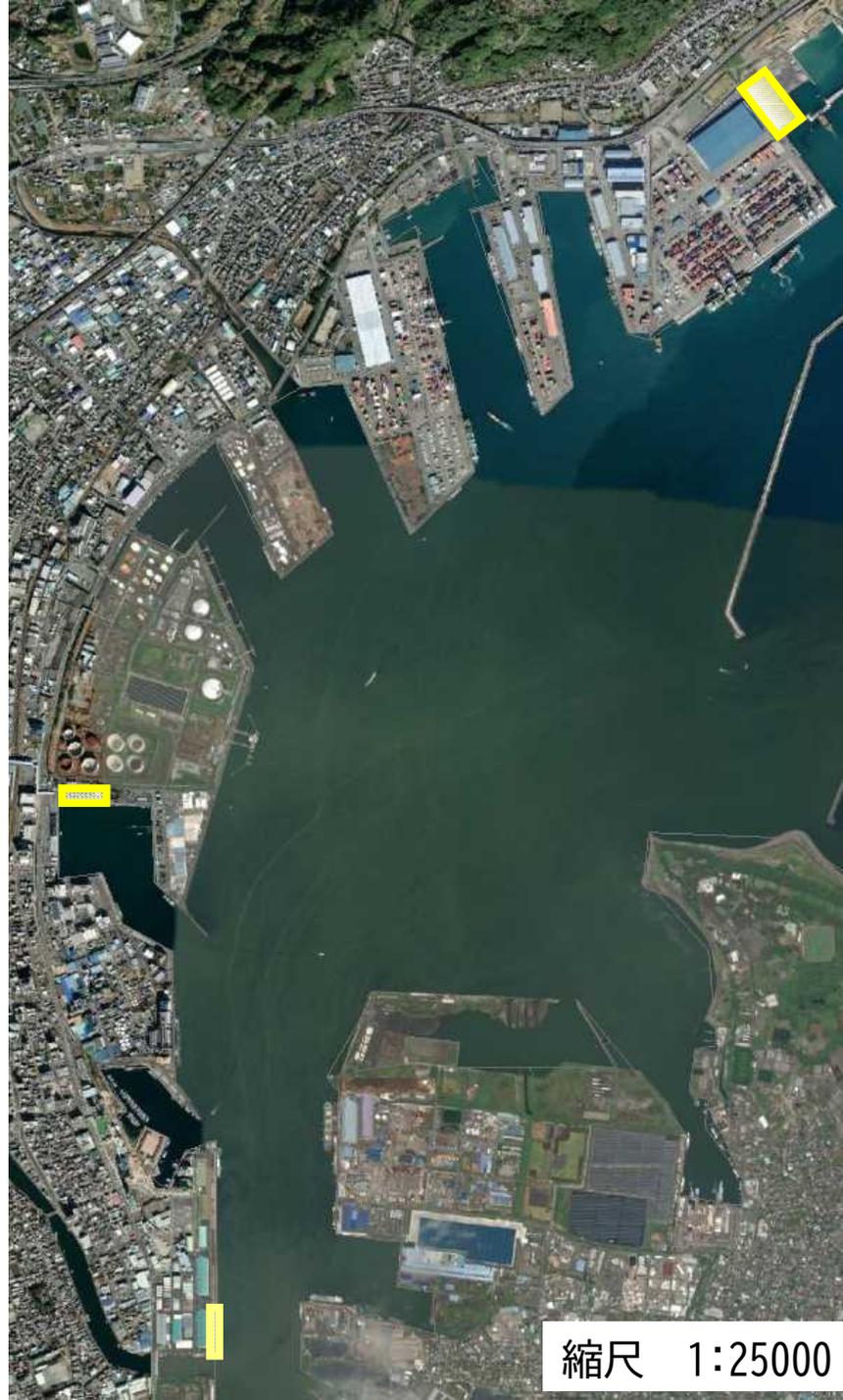


当該箇所
(静岡市清水区興津本町・
袖師町・日の出町)

変更区域の概要

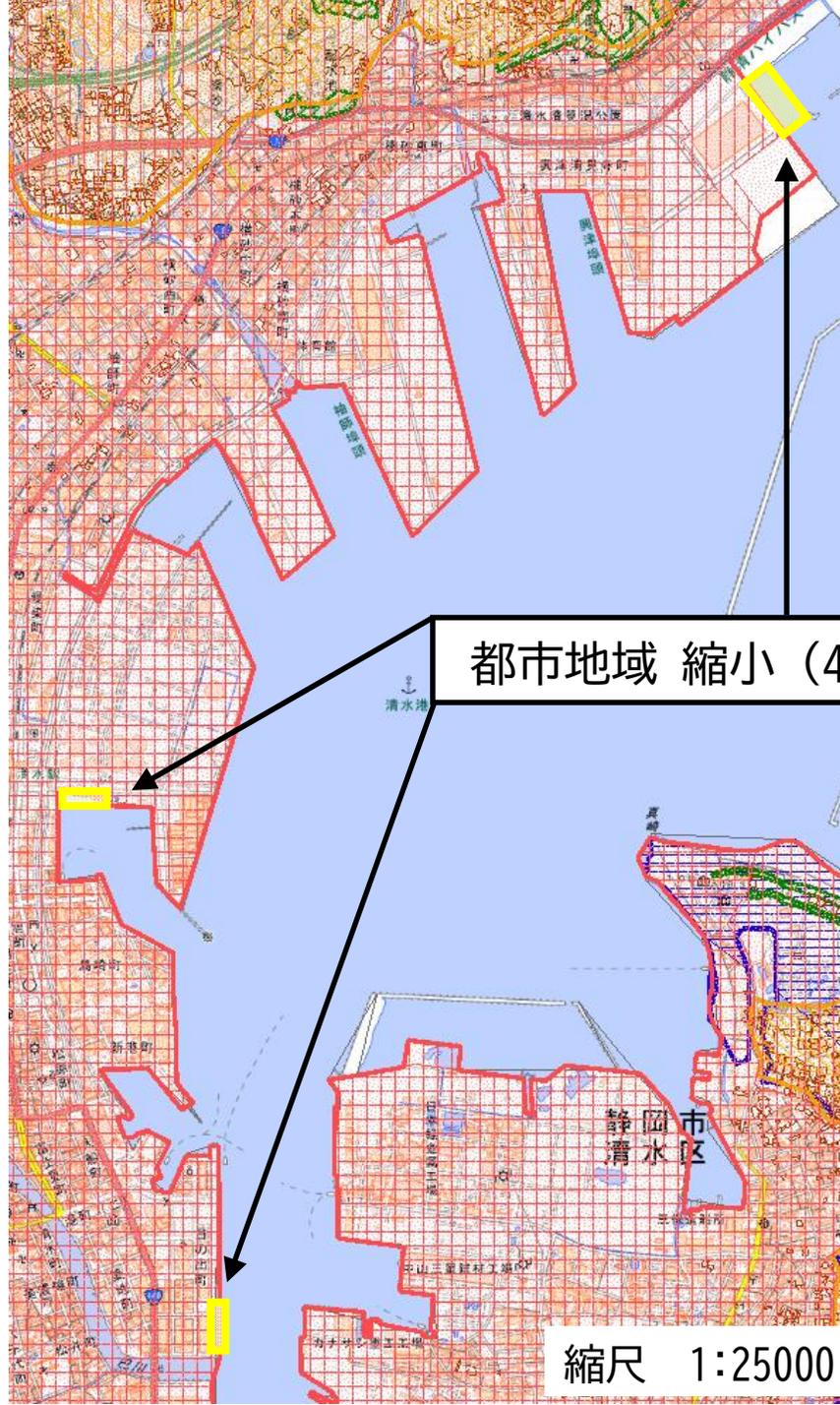
変更区域の面積	都市地域（拡大）4.3ha	他地域との重複	—
区域概要	<p>新興津地区は、海浜、緑地等を配置するため、江尻地区は、フェリーターミナルを核とした地域の振興を図るため、日の出地区は、大型旅客船の停泊や物流機能強化のため、公有水面埋立事業による整備が行われており、竣工済みの工区は順次、港湾関連用地として市街化区域に編入されている。</p>		
開発行為等の概要	<p>（新興津地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業名：緑地等施設整備事業、ふ頭用地整備事業 事業期間：平成13年度～令和7年度 埋立面積：3.2ha <p>（江尻地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業名：ふ頭用地整備事業、港湾改修事業 事業期間：令和3年度～令和6年度 埋立面積：0.6ha <p>（日の出地区）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業名：清水港予防保全事業 事業期間：平成27年度～令和5年度 埋立面積：0.5ha 		
地域区分の変更理由	<p>本地区は、既に市街化区域に編入されている区域に隣接して公有水面埋立事業により港湾関連用地として整備された土地であり、既存の港湾関連用地と一体的な土地利用を図るとともに、計画的かつ適正な都市的土地利用（産業及び工業系土地利用）を推進するため、市街化区域に編入する。</p>		
関係機関との調整状況	<ul style="list-style-type: none"> 公有水面埋立事業 免許権者：清水港港湾管理者 静岡県 （新興津地区） 免許取得：H24.3.28 竣功認可：R7.6.25 （江尻地区） 免許取得：R3.3.9 竣功認可：R7.4.17 （日の出地区） 承認取得：R1.10.31 竣功通知：R6.1.30 静岡都市計画区域区分の変更：R8年8月（予定） 		

現況



縮尺 1:25000

計画図の変更



都市地域 縮小 (4.3ha)

縮尺 1:25000

-  拡大(面)
-  縮小(面)
-  都市地域
-  市街化区域
-  市街化調整区域
-  その他の用途地域
-  農業地域
-  農用地区域
-  森林地域
-  国有林
-  地域森林計画対象民有林
-  保安林
-  自然公園地域
-  特別地域
-  特別保護地区
-  自然保全地域
-  原生自然環境保全地域
-  特別地区

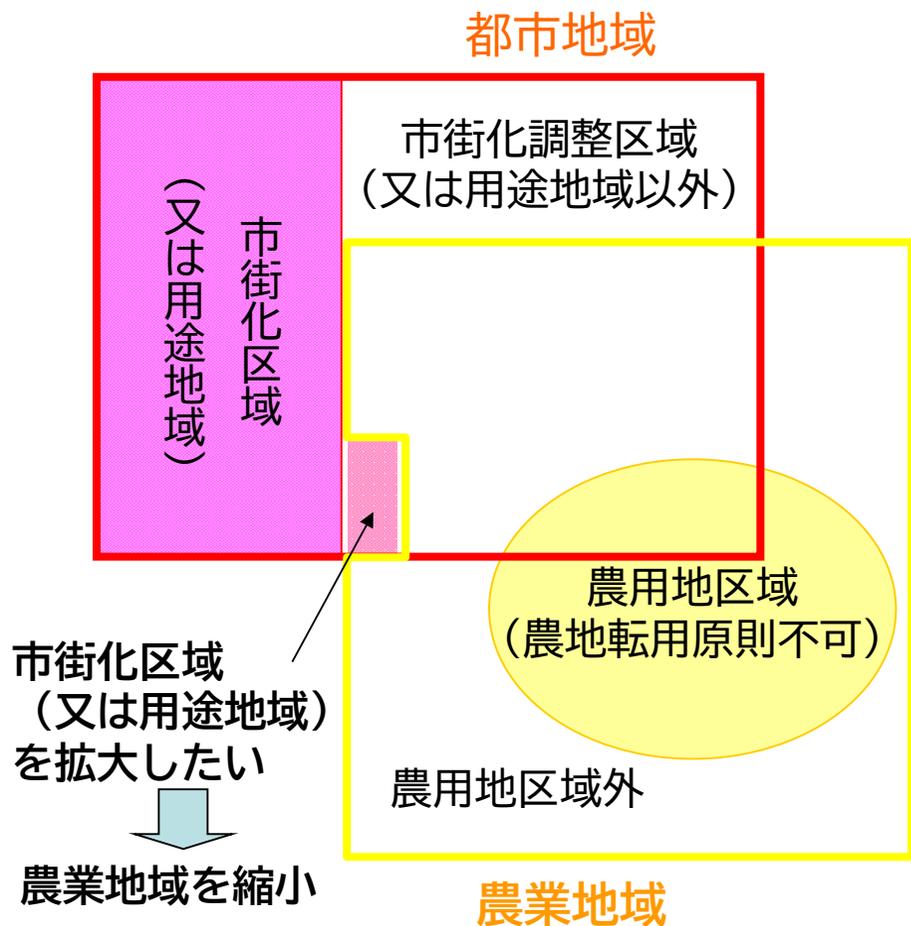


市街化区域（又は用途地域）の 拡大に伴う農業地域の縮小

（整理番号2～6）

市街化区域等の拡大に伴う農業地域の縮小について

農業地域の区分



手続き手順

①計画的な都市整備を進める必要性が発生

②用途規制等による誘導 (市街化区域を拡大したい)

【国土利用計画審議会】「農業地域の縮小」を「審議」

※都市地域(外枠)は変わらない

<審議の視点>

- 区域変更の必要性
- 区域変更に至る調整経緯の妥当性
- 他の土地利用への影響

③土地利用基本計画図の変更

④都市計画法に基づく市街化区域の拡大

位置図



当該箇所
(御殿場市保土沢)

変更区域の概要

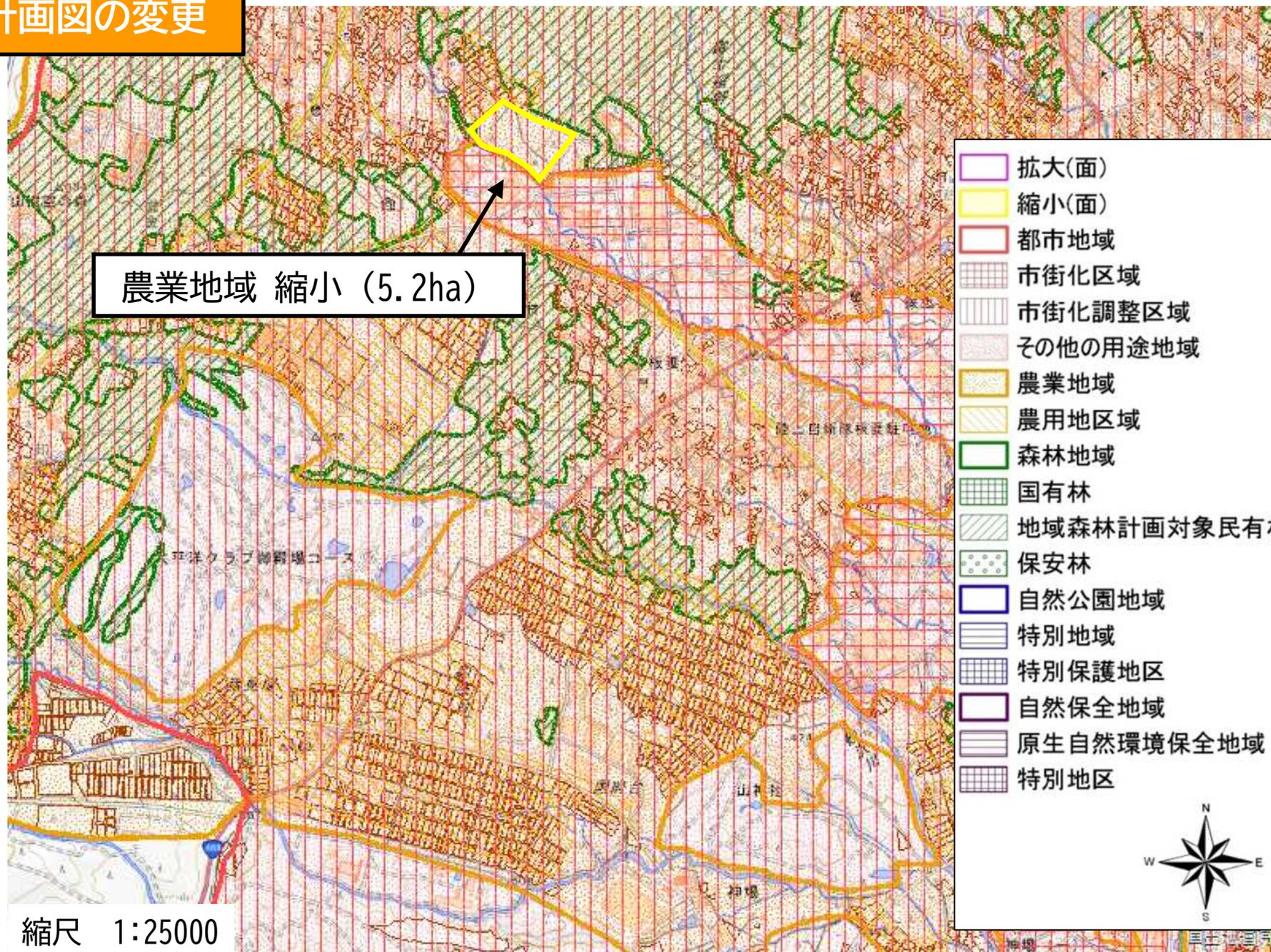
変更区域の面積	農業地域（縮小）5.2ha	他地域との重複	都市地域、森林地域
区域概要	御殿場市小山町土地開発公社により、工場・事業場の設置を目的とした開発が実施された		
開発行為等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発目的：夏刈南部工業団地の造成 ・ 事業実施主体：御殿場市小山町土地開発公社 ・ 事業期間：R2年1月～R3年1月 		
地域区分の変更理由	御殿場市小山町土地開発公社による公共事業として、適正な開発行為が行われたため、形質変更された農地について、農業地域から除外する。		
関係機関との調整状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関東農政局との事前調整不要。 ・ 御殿場市農業振興地域の変更（令和8年3月予定） ・ 御殿場市都市計画区域区分の変更（令和8年3月予定） 		

現況



縮尺 1:10000

計画図の変更



縮尺 1:25000

位置図



当該箇所
御殿場市 (板妻・神場)

変更区域の概要

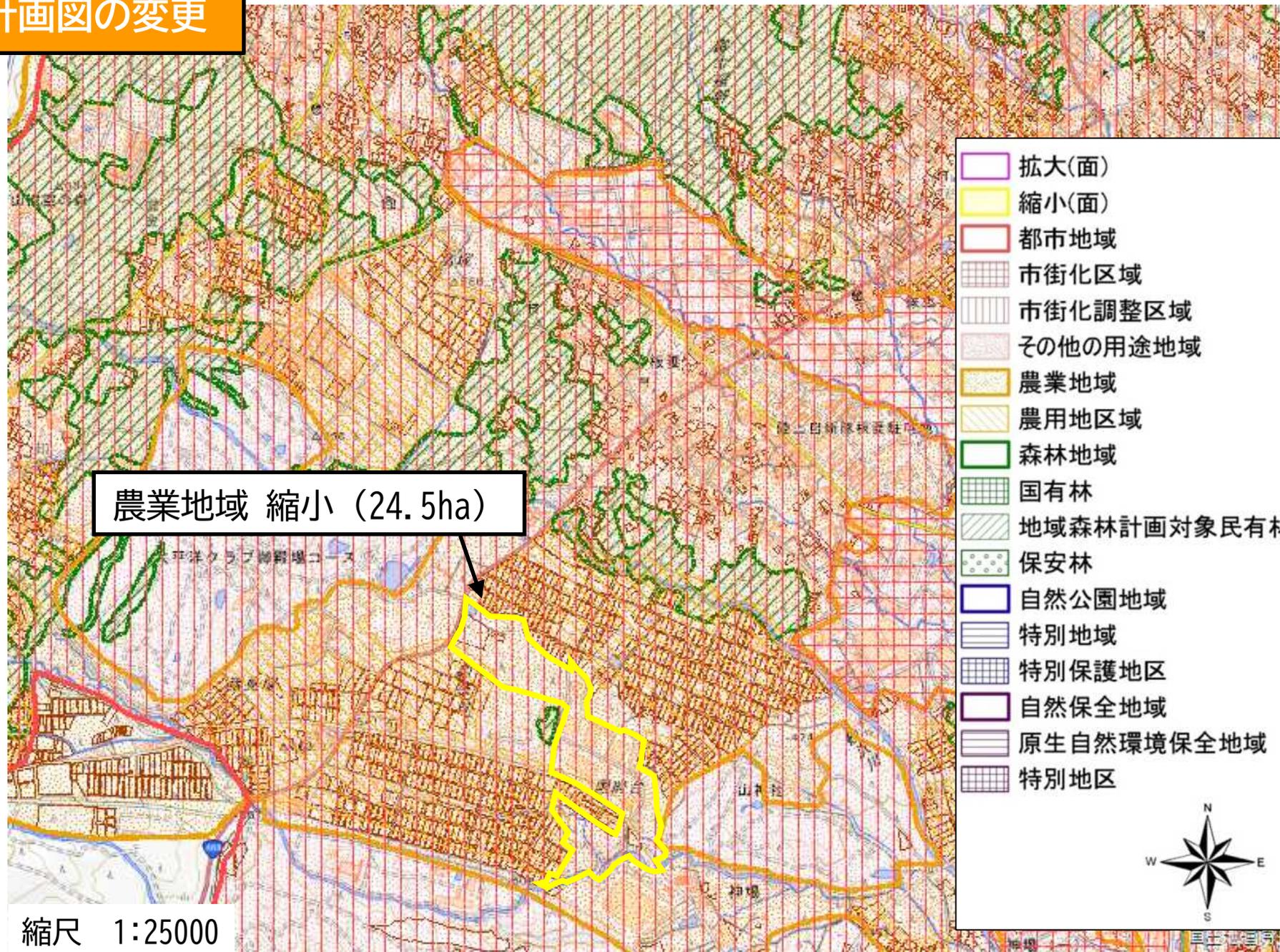
変更区域の面積	農業地域（縮小）24.5ha	他地域との重複	都市地域、森林地域
区域概要	御殿場市小山町土地開発公社により、工場・事業場の設置を目的とした開発が実施された		
開発行為等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発目的：板妻南工業団地の造成 ・ 事業実施主体：御殿場市小山町土地開発公社 ・ 事業期間：H27年8月～R7年2月 		
地域区分の変更理由	御殿場市小山町土地開発公社による公共事業として、適正な開発行為が行われたため、形質変更された農地について、農業地域から除外する。		
関係機関との調整状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関東農政局との事前調整不要。 ・ 御殿場市農業振興地域の変更（令和8年3月予定） ・ 御殿場市都市計画区域区分の変更（令和8年3月予定） 		

現況

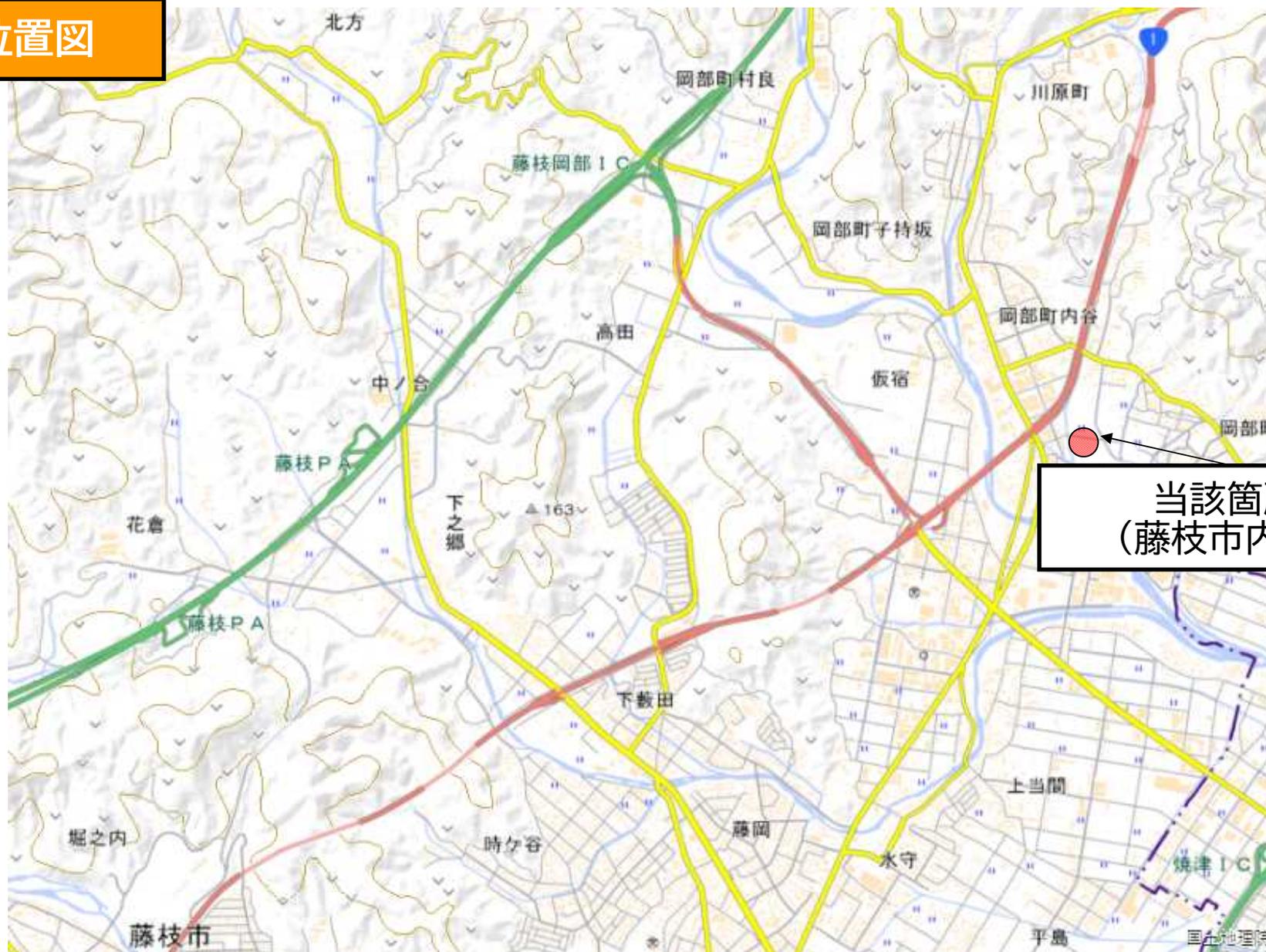


縮尺 1:10000

計画図の変更



位置図



当該箇所
(藤枝市内谷)

変更区域の概要

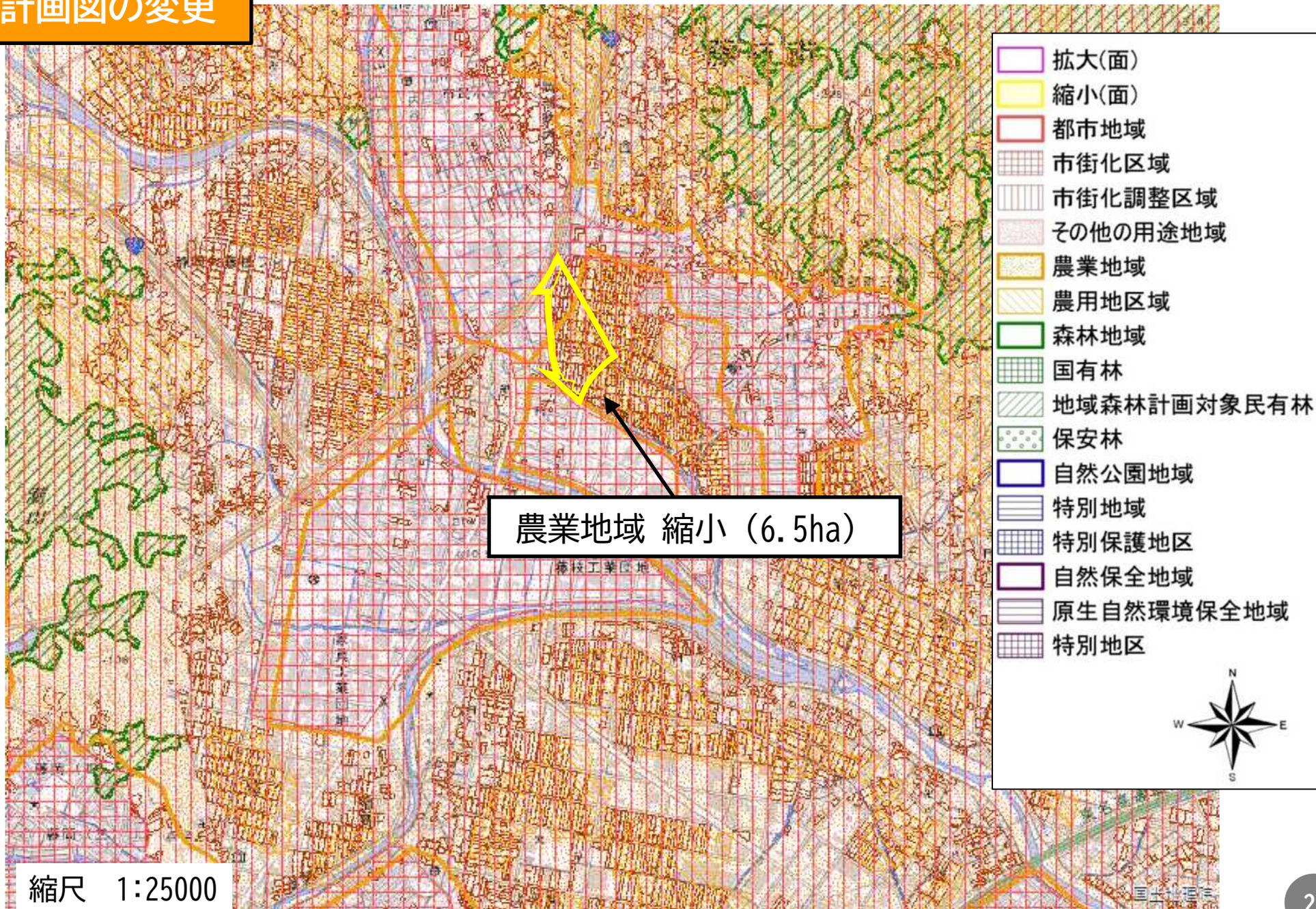
変更区域の面積	農業地域（縮小）6.5ha	他地域との重複	都市地域
区域概要	<p>県企業局による、良好な市街地形成を目的とした整備の見通しが明らかになった</p>		
開発行為等の概要	<ul style="list-style-type: none"> • 開発目的：工業用地の造成 • 事業実施主体：県企業局 • 事業期間：R 8年9月～R10年3月 		
地域区分の変更理由	<p>県企業局による公共事業として、適正な開発行為が行われるため、形質変更される農地について、農業地域から除外する。</p>		
関係機関との調整状況	<ul style="list-style-type: none"> • 関東農政局との事前調整済（令和7年10月21日） • 藤枝市農業振興地域の変更（令和8年3月予定） • 藤枝市都市計画区域区分の変更（令和8年3月予定） 		

現況



縮尺 1:10000

計画図の変更



位置図



変更区域の概要

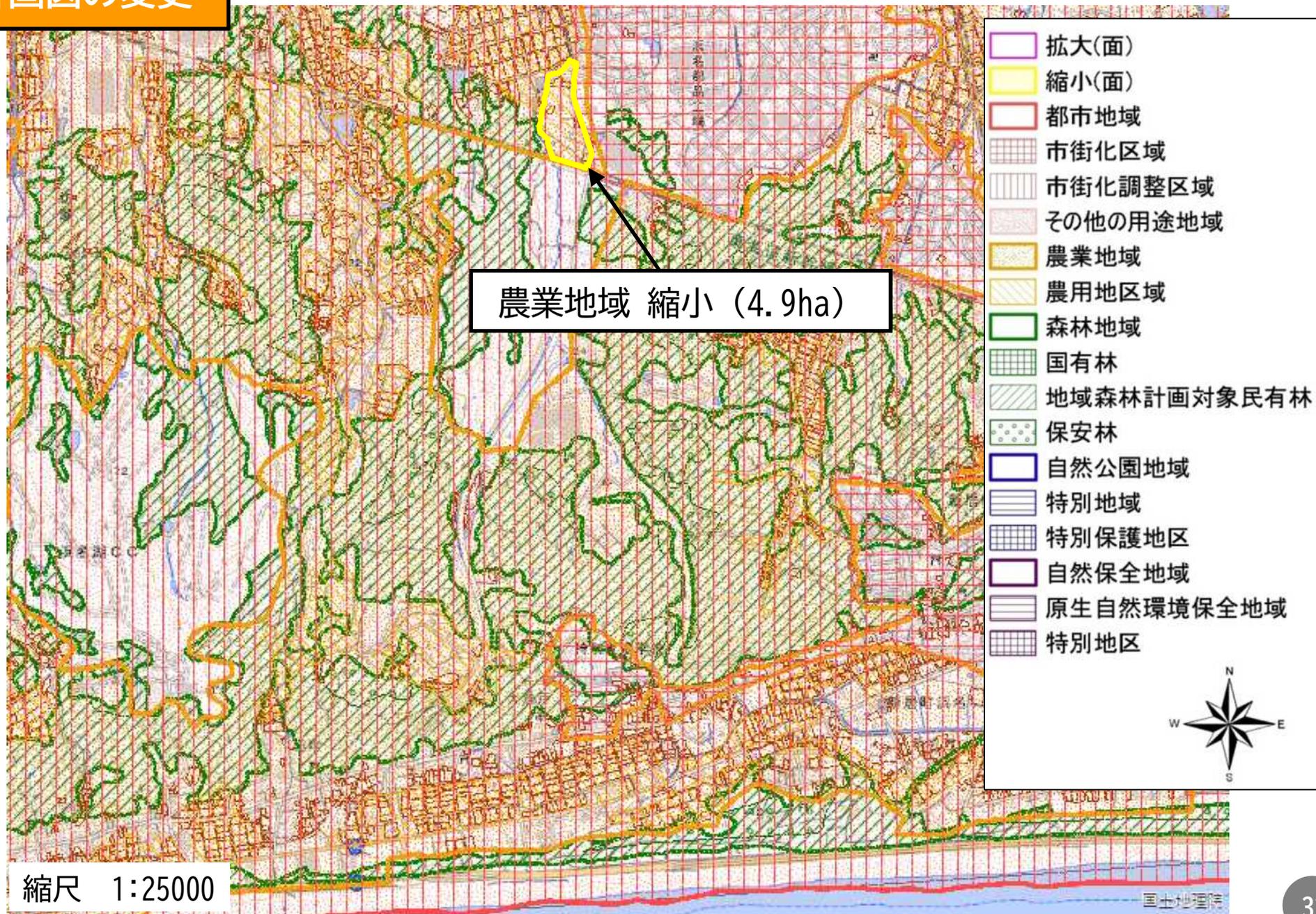
変更区域の面積	農業地域（縮小）4.9ha	他地域との重複	都市地域、森林地域
区域概要	湖西市土地開発公社による、良好な市街地形成を目的とした整備の見通しが明らかになった		
開発行為等の概要	<ul style="list-style-type: none">• 開発目的：工業用地の造成• 事業実施主体：湖西市土地開発公社• 事業期間：R7年度～R10年度		
地域区分の変更理由	湖西市土地開発公社による公共事業として、適正な開発行為が行われるため、形質変更された農地について、農業地域から除外する。		
関係機関との調整状況	<ul style="list-style-type: none">• 関東農政局との事前調整済（令和7年10月21日）• 湖西市農業振興地域の変更（令和8年3月予定）• 湖西市都市計画区域区分の変更（令和8年3月予定）		

現況



縮尺 1:10000

計画図の変更



変更区域の概要

変更区域の面積	農業地域（縮小）5.4ha	他地域との重複	都市地域、森林地域
区域概要	県企業局による、良好な市街地形成を目的とした整備の見通しが明らかになった		
開発行為等の概要	<ul style="list-style-type: none">• 開発目的：工業用地の造成• 事業実施主体：県企業局• 事業期間：R6年度～R10年度		
地域区分の変更理由	県企業局による公共事業として、適正な開発行為が行われるため、形質変更される農地について、農業地域から除外する。		
関係機関との調整状況	<ul style="list-style-type: none">• 関東農政局との事前調整済（令和7年10月21日）• 湖西市農業振興地域の変更（令和8年3月予定）• 湖西市都市計画区域区分の変更（令和8年3月予定）		

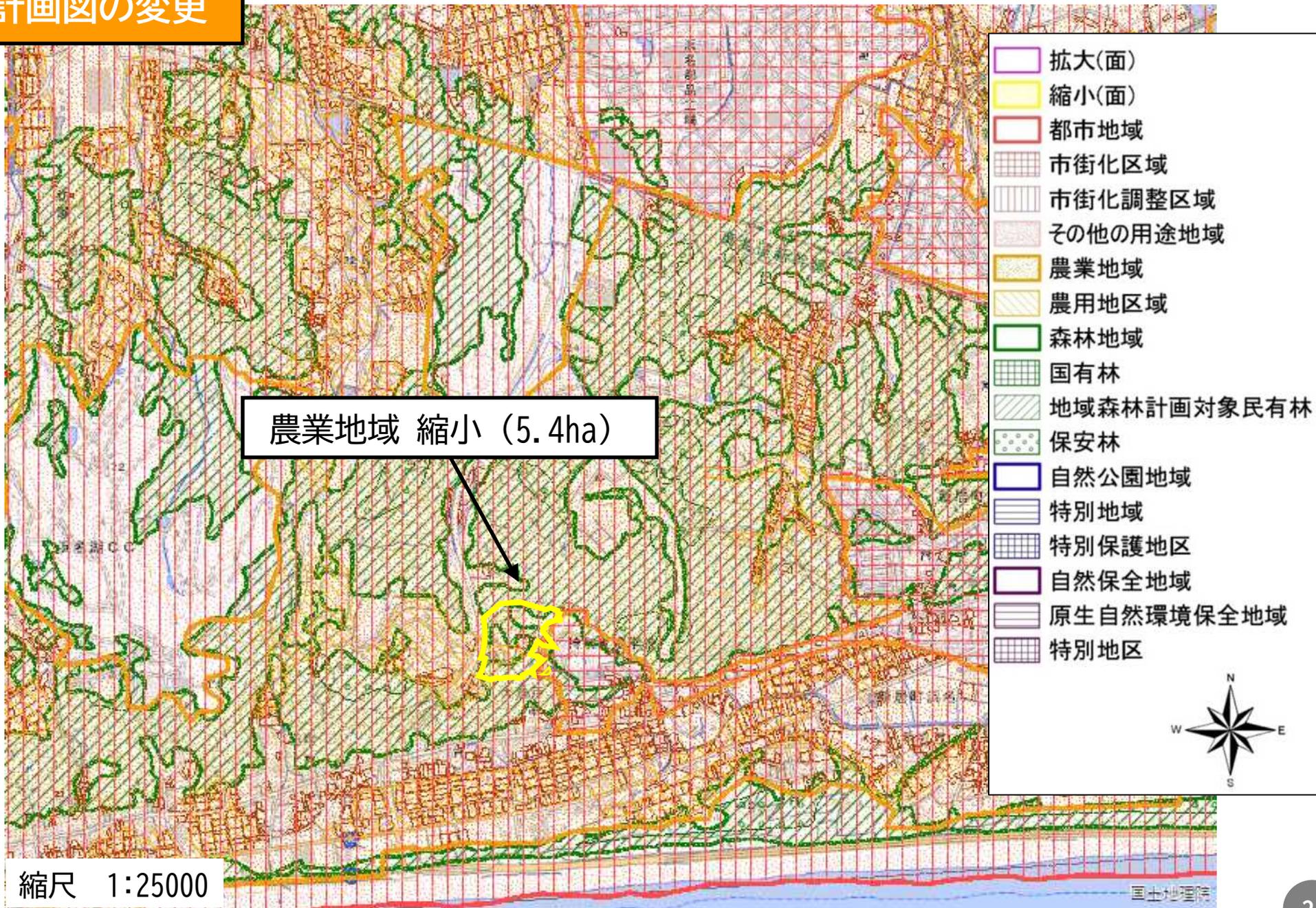
現況



縮尺 1:10000

Water

計画図の変更



地域森林計画の対象となった 森林地域の拡大

(整理番号7)

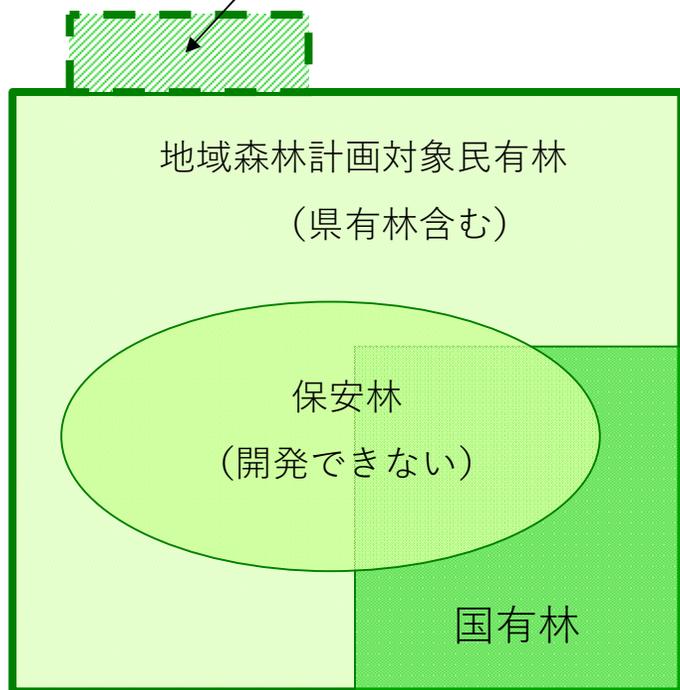
地域森林計画の対象となった森林地域の拡大について

森林地域の区分

市有地に植林されたマツが成長し、松林としての機能を有するようになった



森林地域の拡大



手続き手順

①森林所有者の意向を確認

(今後森林として維持管理していく)

【国土利用計画審議会】 森林地域の拡大を「審議」

<審議の視点>

- 区域変更の必要性
- 区域変更に至る調整経緯の妥当性
- 他の土地利用への影響

②土地利用基本計画図の変更

③森林法に基づく地域森林計画の変更
(地域森林計画対象民有林の拡大)

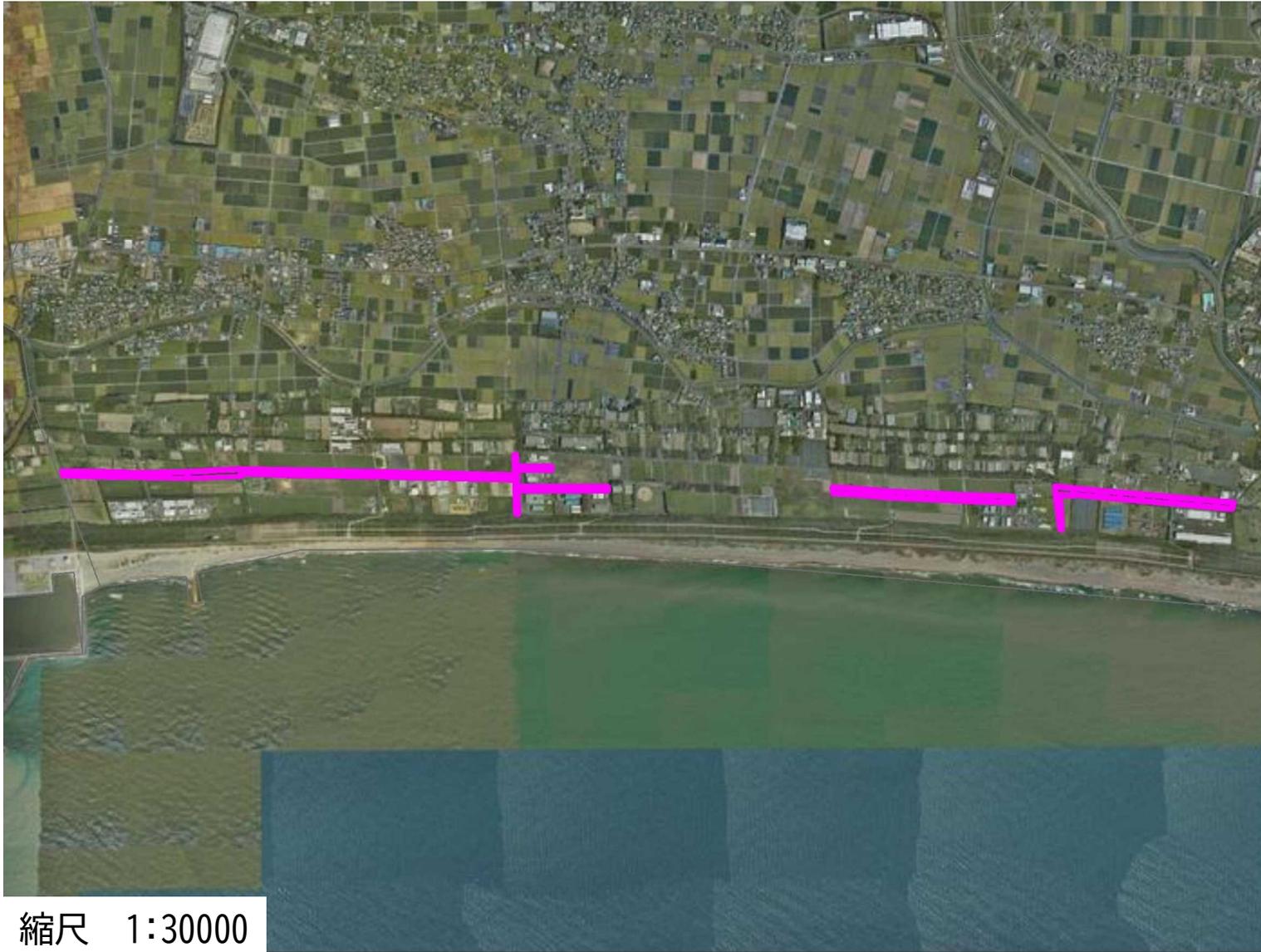
位置図



変更区域の概要

変更区域の面積	森林地域（拡大）10.5ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	袋井市事業で松の海岸松林が造成された。		
事業等の概要	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容：抵抗性クロマツの植樹 事業実施主体：袋井市 事業期間：H17～H22 		
地域区分の変更理由	袋井市有地に植林されたマツが順調に成長し、松林としての機能を有するようになったので、森林地域（地域森林計画対象民有林）を拡大する。		
関係機関との調整状況	特になし		

現況



縮尺 1:30000

計画図の変更



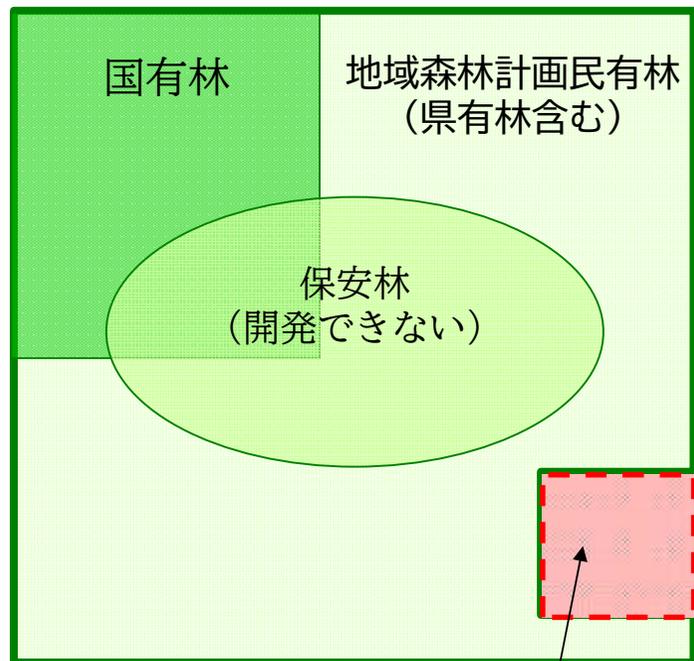
- 拡大(面)
 - 縮小(面)
 - 都市地域
 - 市街化区域
 - 市街化調整区域
 - その他の用途地域
 - 農業地域
 - 農用地区域
 - 森林地域
 - 国有林
 - 地域森林計画対象民有林
 - 保安林
 - 自然公園地域
 - 特別地域
 - 特別保護地区
 - 自然保全地域
 - 原生自然環境保全地域
 - 特別地区
-

林地開発等の完了に伴う 森林地域の縮小

(整理番号 8 ~ 12)

森林法により許可された林地開発等の完了に伴う森林地域の縮小

森林地域の区分



林地開発行為による
森林地域の縮小

手続き手順

①林地開発行為の許可

【国土利用計画審議会】 森林地域の縮小を「報告」

〔 森林としての管理は行わないものの、乱開発等防止のため、完了までは森林地域として規制 〕

②林地開発行為の完了

【国土利用計画審議会】 森林地域の縮小を「審議」

<審議の視点> ● 区域変更の必要性
● 区域変更に至る調整経緯の妥当性
● 他の土地利用への影響

③土地利用基本計画図の変更

④森林法に基づく地域森林計画の変更
(地域森林計画対象民有林の縮小)

位置図



変更区域の概要

変更区域の面積	森林地域（縮小）2.0ha	他地域との重複	都市地域
区域概要	民間事業者により、レジャー施設の設置を目的とした開発が実施された		
開発行為等の概要	<ul style="list-style-type: none"> 開発目的：ホテルの建設 事業実施主体：日本中央開発(株) 事業期間：R 2年8月～R 7年3月 		
地域区分の変更理由	民間事業者により、森林法における開発行為の許可に基づいて、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、森林地域（地域森林計画対象民有林）から除外する。		
関係機関との調整状況	<ul style="list-style-type: none"> 県森林審議会 諮問：R 2年4月21日 答申：R 2年4月24日 開発行為 許可：R 2年5月13日 完了：R 7年3月28日 林地開発許可審査基準に基づく措置状況 （防災対策）調整池兼沈砂池1基の設置 （環境保全対策）森林率（50%以上）の確保、森林を極力周辺部に配置、完了後の残置森林等の管理の実施 		

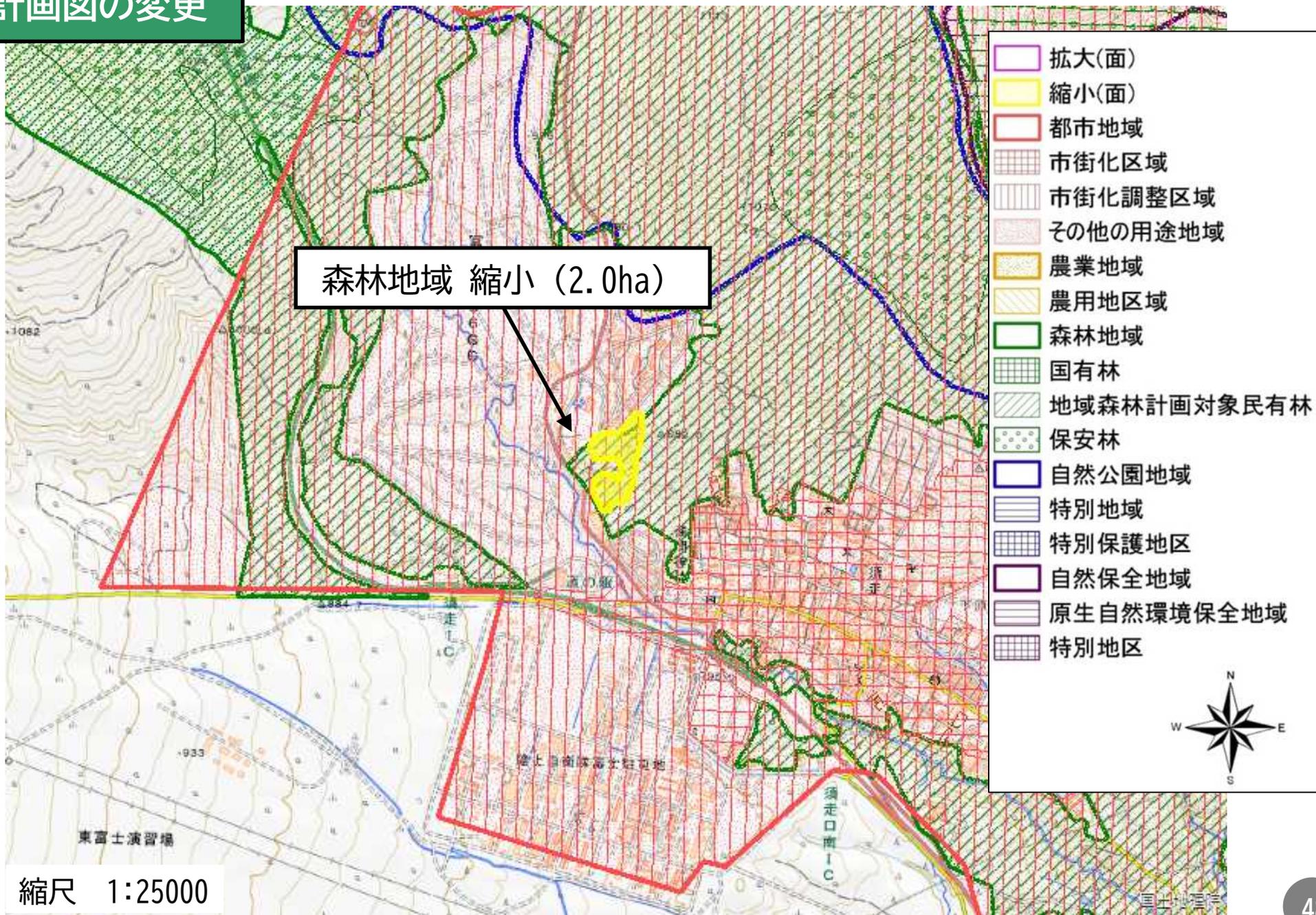
現況



開発区域 (5.0ha)

縮尺 1:10000

計画図の変更



位置図



変更区域の概要

変更区域の面積	森林地域（縮小）2.4ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	民間事業者により、工場・事業場の設置を目的とした開発が実施された		
開発行為等の概要	<ul style="list-style-type: none"> 開発目的：工場事業所の設置及び土石の採掘（砂利） 事業実施主体：塚本建設(株) 事業期間：R3年6月～R8年12月（予定） 		
地域区分の変更理由	民間事業者により、森林法における開発行為の許可に基づいて、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、森林地域（地域森林計画対象民有林）から除外する。		
関係機関との調整状況	<ul style="list-style-type: none"> 県森林審議会 諮問：R3年6月9日 答申：R3年6月14日 開発行為 許可：R3年6月16日 完了：R7年3月6日（今回完了工区） 林地開発許可審査基準に基づく措置状況 （防災対策）調整池兼沈砂池2基の設置（今回完了工区） （環境保全対策）森林率（25%以上）の確保、森林を極力周辺部に配置 		

現況

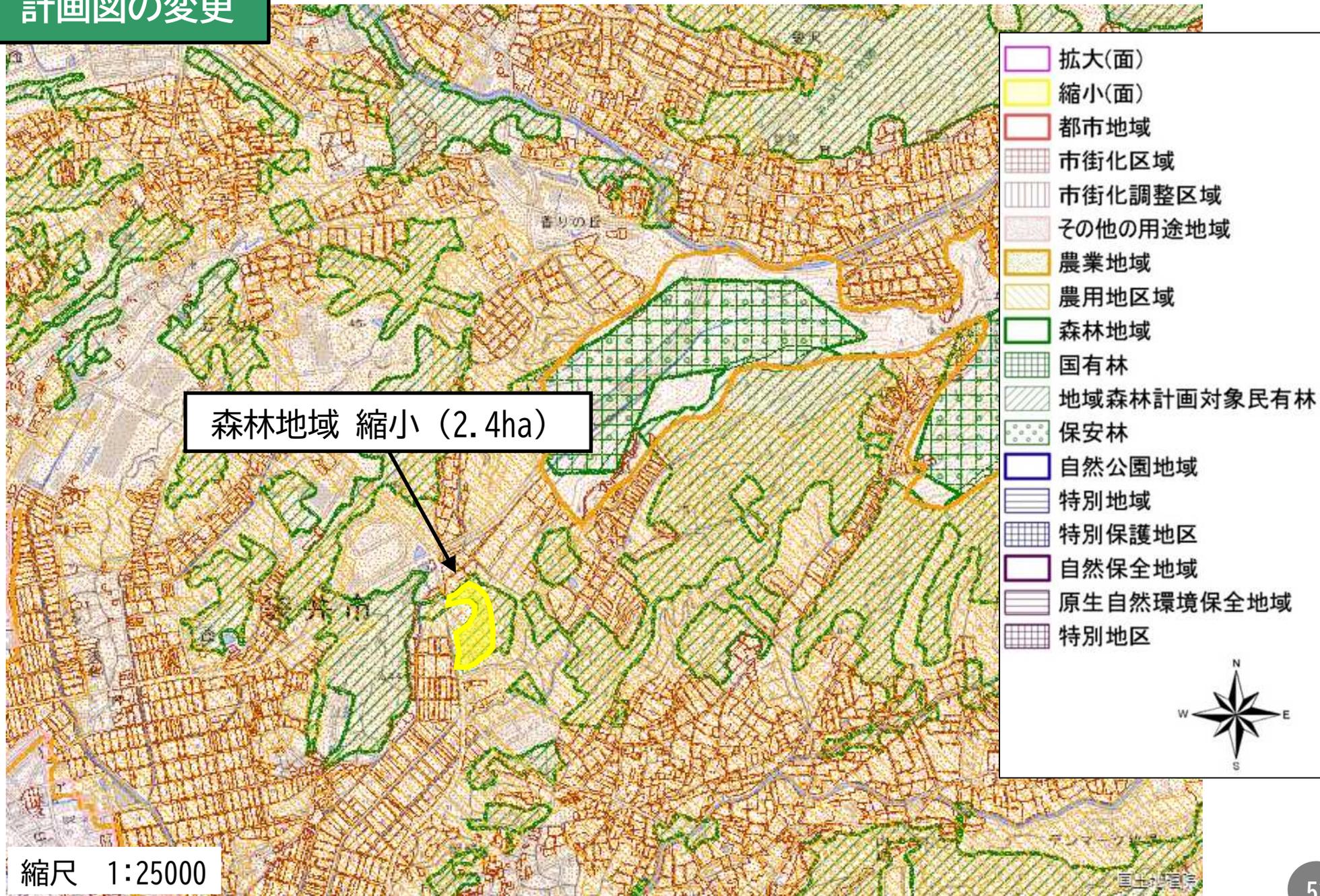


開発区域 (7.7ha)

今回完了区域 (3.5ha)

縮尺 1:10000

計画図の変更



位置図



変更区域の概要

変更区域の面積	森林地域（縮小）2.1ha	他地域との重複	農業地域
区域概要	民間事業者により、残土処分場の設置を目的とした開発が実施された		
開発行為等の概要	<ul style="list-style-type: none"> 開発目的：建設残土の埋立て及び資材置場の造成 事業実施主体：(有)大石建材 事業期間：H28年2月～R7年3月 		
地域区分の変更理由	民間事業者により、森林法における開発行為の許可に基づいて、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、森林地域（地域森林計画対象民有林）から除外する。		
関係機関との調整状況	<ul style="list-style-type: none"> 県森林審議会 諮問：H27年8月26日 答申：H27年9月16日 開発行為 許可：H27年10月2日 完了：R7年3月13日 林地開発許可審査基準に基づく措置状況 （防災対策）調整池兼沈砂池1基の設置 （環境保全対策）森林率（25%以上）の確保、森林を極力周辺部に配置、完了後の残置森林等の管理協定の締結 		

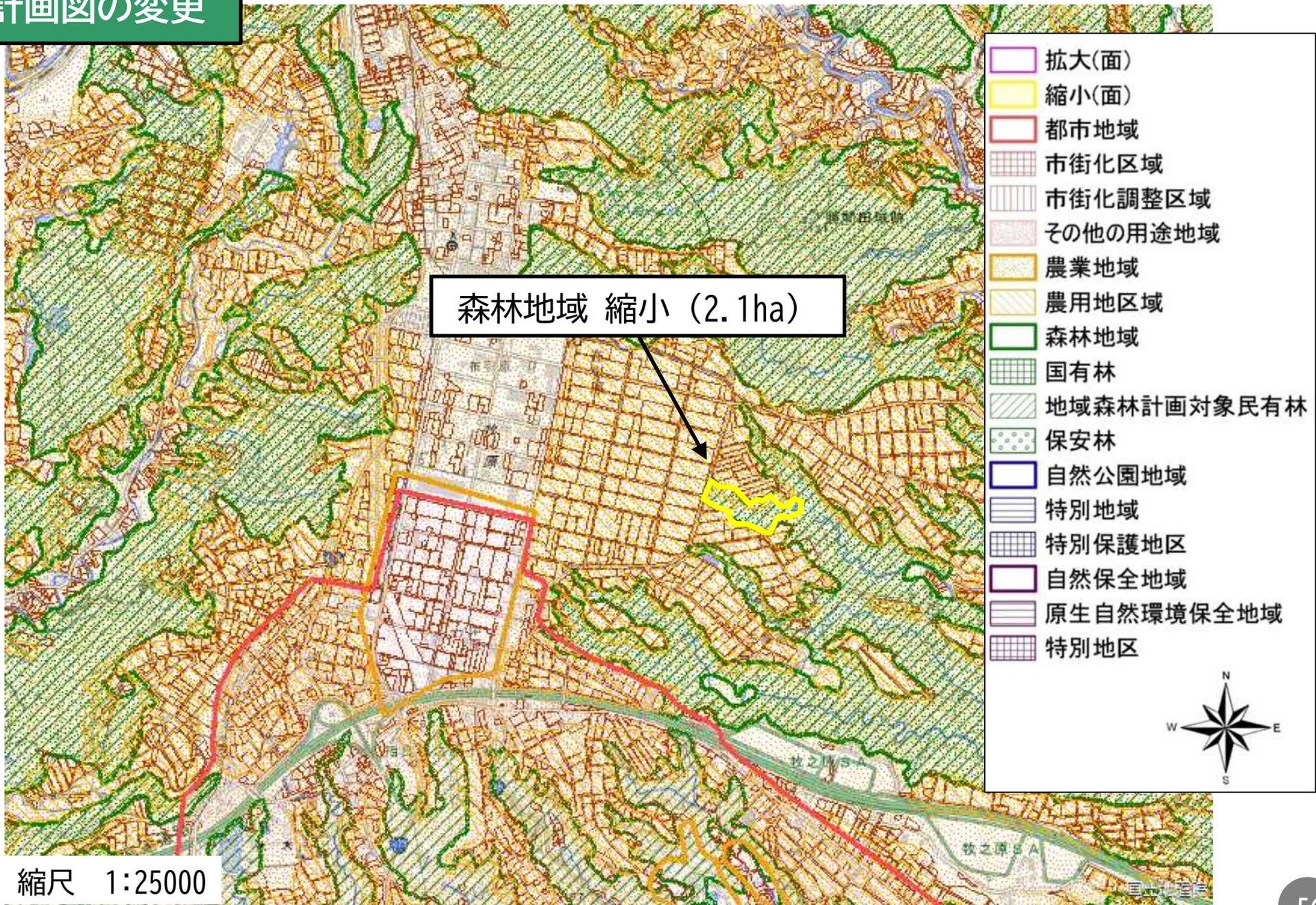
現況



開発区域 (3.5ha)

縮尺 1:10000

計画図の変更



位置図



変更区域の概要

変更区域の面積	森林地域（縮小）16.6ha	他地域との重複	公園地域、農業地域
区域概要	浜松市により、工場・事業場の設置を目的とした開発が実施された		
開発行為等の概要	<ul style="list-style-type: none"> 開発目的：清掃工場・破砕処理センターの建設 事業実施主体：浜松市 事業期間：H31年4月～R6年7月 		
地域区分の変更理由	浜松市による公共事業として、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、森林地域（地域森林計画対象民有林）から除外する。		
関係機関との調整状況	<ul style="list-style-type: none"> 林地開発許可等：森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外 <p>（防災対策）調整池兼沈砂池1基の設置 （環境保全対策）森林率（25%以上）の確保、森林を極力周辺部に配置</p>		

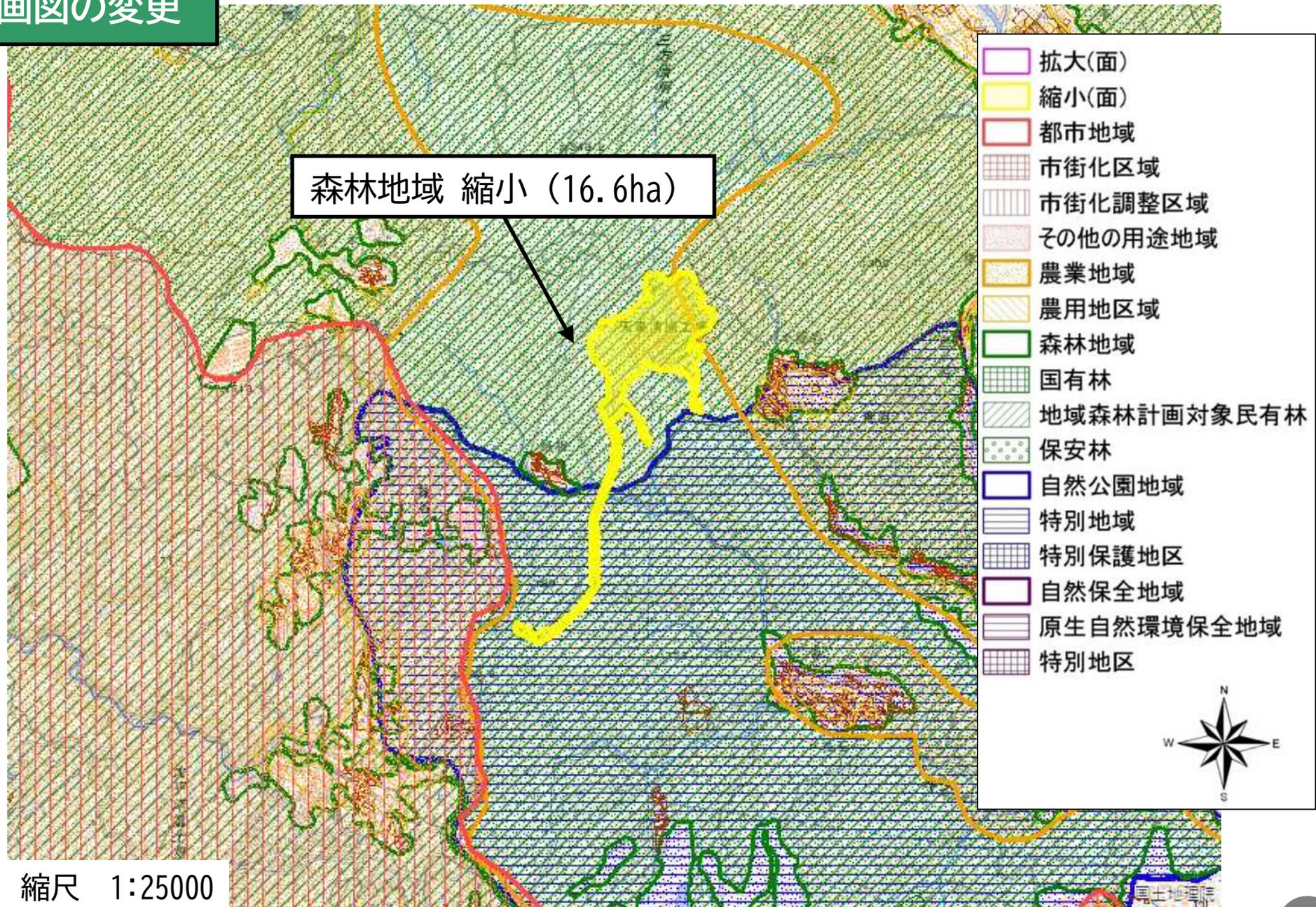
現況



開発区域 (45.7ha)

縮尺 1:10000

計画図の変更



位置図



当該箇所
(牧之原市東萩間)

変更区域の概要

変更区域の面積	森林地域（縮小）8.5ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	静岡県により、道路の新設・改築を目的とした開発が実施された		
開発行為等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発目的：国道473号道路の改良 ・ 事業実施主体：静岡県 ・ 事業期間：H9年7月～R6年5月 		
地域区分の変更理由	静岡県による公共事業として、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、森林地域（地域森林計画対象民有林）から除外する。		
関係機関との調整状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林地開発許可等：森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外 		

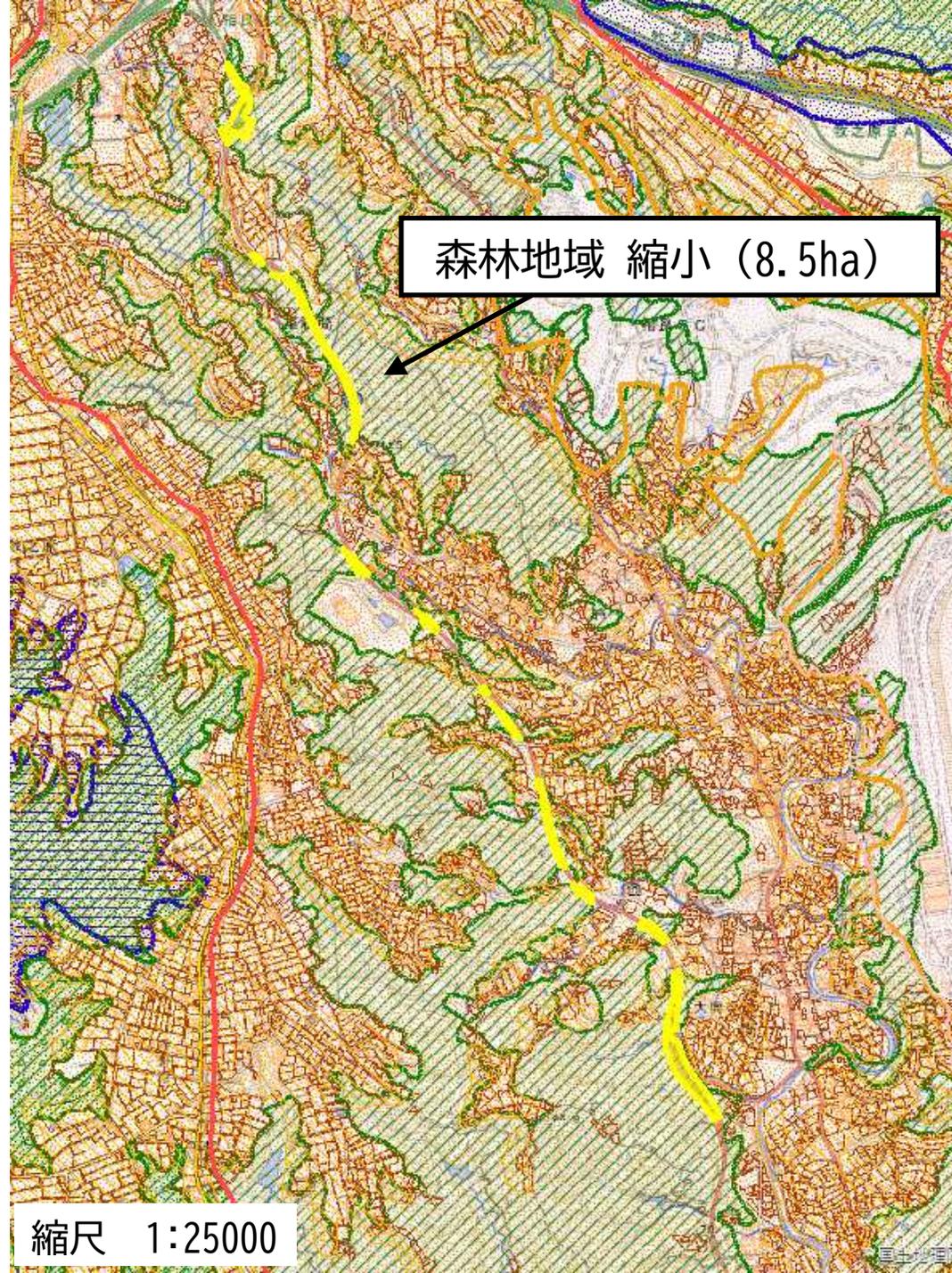
現況



開発区域 (24.5ha)

縮尺 1:25000

計画図の変更



森林地域 縮小 (8.5ha)

- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区

縮尺 1:25000